

金融・財政危機を教訓とするEUの制度見直しの動き

金融監督体制と財政規律の見直しについて



経済調査部門 主任研究員 伊藤 さゆり

ito@nli-research.co.jp

1—はじめに

2007年夏にグローバルな金融危機が表面化してからすでに3年が経過したが、欧州では、金融システムを巡る不安がくすぶり続けている。欧州の金融機関は、米国のサブプライム証券に対する投資損失やリーマン・ショック直後の流動性の枯渇、中東欧の一部諸国の通貨危機など、世界的な金融環境の変化で深刻な打撃を受けた。さらに、スペイン、アイルランドなどでの不動産バブルの崩壊、ギリシャ、ポルトガルなどユーロ導入後に競争力低下が進み、財政と経常収支の双子の赤字が膨らんだ国のソブリンリスク（政府債務の信用リスク）から派生する不良債権の増大など不安材料は尽きない。

欧州の危機は、域内における持続不可能な経常収支の不均衡拡大と金融機関経営のハイリスク化を背景とする点ではグローバルな危機の縮図と言える。一方で、欧州の場合、こうした構図の形成が、主権国家をまたがる市場統合、単一通貨ユーロの導入という固有の要因と深く関わっているため、問題の解決にあたっては域内諸国による協調的な取り組みが不可欠という特殊性がある。

実際、ギリシャ・ショックを境とする危機の新たな局面では、欧州連合（以下、EU）として、従来の枠組みを超えた対応を矢継ぎ早に打ち出さざるをえなくなった。2010年5月にはソブリンリスク問題の震源地・ギリシャに対して、EUは国際通貨基金（以下、IMF）とともに3年で1,100億ユーロの支援を決め、IMFのコンディショナリティー（融資条件）に基づく、緊縮財政計画の実行を監視する体制を構築した。これと並行して、ギリシャ以外のユーロ参加国が財政赤字のファイナンスに窮した場合に備えて、IMFからの資金も含めて総額7,500億ユーロに及ぶ「金融安定化メカニズム」というセーフティネットの構築にも動いた（図表-1）。

さらに2010年7月にはソブリンリスクの高まりや、財政危機国の緊縮財政による景気悪化が金融機関経営に及ぼす影響への不安を緩和するために金融機関のストレステスト（健全性審査）を実施、国債市場のショックや景気が「二番底」に陥った場合の耐久力を検証し、自己資本不足に陥るおそれがある金融機関に増資を促し、金融機関の再編、金融システムの健全化を図っている。

[図表-1] EUによるユーロ参加国の財政危機対応の枠組み

	ギリシャ支援（3年間1100億ユーロ）		欧州金融安定化メカニズム(総額7500億ユーロ)		
主体	ユーロ圏政府	国際通貨基金 (IMF)	欧州委員会	欧州金融安定化ファシリティ (EFFS)	国際通貨基金 (IMF)
形態	協調融資	スタンド・バイ融資	EU予算	ユーロ圏政府の保証付き債券	未定
金額	800億ユーロ	300億ユーロ	600億ユーロ	4400億ユーロ	2500億ユーロ

(資料) EU経済・財務相理事会資料ほか

EUと単一通貨ユーロの持続的な発展には、こうした危機国の財政健全化や過小資本行の増資、業界再編を通じた金融システムの強化といった問題対応だけでなく、危機の原因となったリスクの蓄積や域内における危機の連鎖を防ぐことができなかつたEU制度の見直しも不可欠である。

2011年には、今回の危機を教訓とするEU制度の見直しの成果である新たな金融監督体制と財政の相互監視の新たな体制が始動する。以下では、その概要を見て行くことにしたい。

2—金融監督体制の見直し

金融危機を教訓とする金融規制・監督体制の見直しは、グローバルなレベルの課題であり、バーゼル銀行監督委員会において自己資本規制の強化、流動性規制、レバレッジ比率規制導入の議論が進展しつつある。EUでもグローバルな規制の見直しに対応して、資本要求指令(CRD)の段階的な改定を進めているほか、格付け機関やヘッジファンド、デリバティブへの規制強化など、金融危機を教訓とする広範な規制改革が進行中である。ここでは、一連の動きの中で、統合の深化に伴う金融機関のクロスボーダーな活動拡大とのミスマッチが問題化した金融監督体制の見直しの動きに注目する。

1 | 従来の制度の問題点—「分権的」監督体制の連携の不足、見逃されたマクロ的なリスク

EUでは、1992年末に市場統合が完成し、域内のヒト・モノ・カネ・サービスの流れは原則として自由化された。市場の統合促進のために、共通ルールとして採用されたのが、①銀行、証券、資産運用など幅広い業務の取扱いを認める「ユニバーサル・バンク制度」の原則、②金融機関の免許制度では、いずれかの国の監督当局から免許や認可を得れば、他国でも金融商品の提供や支店の設立を認める「シングルパスポート・ルール（単一免許制度）」、③金融監督面では、免許を交付した国が監督責任を負う「ホームカントリー・コントロール（本国監督主義）」を原則とする「分権的」システムである。

「分権的」監督制度の下では、金融監督を中央銀行が行う国や、財務省や金融監督庁が行なう国などが混在しており、中央銀行の金融監督への関与の度合いや、金融監督機関の体制（一元的か業態別かなど）も様々である。

他方、金融機関の経営は、市場統合、さらに単一通貨ユーロの導入へと統合が深化する過程で、各国国内での金融機関の合併が進み、2000年代に入ると、各国を代表する大手金融機関によるクロスボ

ーダーなM&Aを通じた営業地域の拡大や戦略的分野の強化の動きに弾みがついた。EUに所在する金融機関が統合の深化やグローバルな競争の激化に対応して採用した戦略は、自国市場の状況や、競争上の優位に応じて様々であった。大手は投資銀行業務を強化し、スペインなど母国市場の資金需要が旺盛なユーロ圏「周辺国」の金融機関はドイツ、フランスなど「コア国」から調達した資金で、旺盛な国内の資金需要に対応した。母国市場が飽和状態にある中小国の大手は、伝統的な商業銀行業務の拡大が見込まれる中東欧市場での活動を拡大するなど大まかな図式である。

グローバルなレベルと同様に、EUでも、従来の規制体系の下では、拡大戦略を採用した金融機関の証券化商品や信用デリバティブ・ビジネスへの傾斜、市場調達への過度の依存、甘いリスク管理などの脆弱性は見逃された。また、EUの「分権的」監督体制は、クロスボーダーに活動する一定の規模を有する金融機関の監督にあたっては、母国の監督当局と関係する監督当局との連携を前提としていたが、実際には連携は不足し、リスクは十分に把握されていなかった。

こうした個別の金融機関のハイリスクな経営への傾斜の結果として、金融システム全体としてのレバレッジが積み上がったことと、域内における経常収支の不均衡、単一通貨圏内での競争力格差の持続不可能な水準への拡大、一部諸国における不動産バブルの膨張は表裏一体の関係にあった。

リーマン・ショック後の市場の混乱に対しても「分権的」監督体制は十分な機能を果たすことができず、却って混乱を助長した面がある。ベルギーのフォルティスは、英国のRBS、スペインのサンタンドールとともにオランダのABNアムロを買収した代表的なクロスボーダー金融機関だが、その救済を巡っては関係監督当局間の足並みは乱れた。預金保険制度も各国別々で、「最低限の調和」の原則の下で、国により保護の水準が異なっていたが、自国の銀行からの預金流出防止のために各国がばらばらに水準の引き上げに動き、緊張を高めた。

2 | 新たな金融監督体制－二元的金融監督体制の構築

EUにとって、「分権的」な金融監督体制を単一市場にふさわしいシステムに手直しすることは、かねてからの課題であり、見直しの動きはリーマン・ショック直後から始動した。2008年10月には、複数の加盟国で業務を展開する銀行グループの監督のための「監督当局カレッジ」の設置を義務付け、同年11月には、より強力な金融監督体制の構築に向けた提言を行う専門家グループ（ド・ロラジエール・グループ）を設置した。この専門家グループが2009年2月に公表した報告書を基に2009年5月に欧州委員会がまとめた法案を修正協議の末2010年9月に、欧州議会、閣僚理事会が承認し、2011年1月に新体制が始動する見通しとなった。

EUの新たな金融監督体制は、個別の金融機関経営の監督（マイクロ・プルーデンス監督）で関係当局間の連携体制を強化する一方、経済全体、金融システム全体の健全性（マクロ・プルーデンス監督）を監視する機関を設置、両者の連携による危機の再発防止を図る二元的体制である（図表－2）。

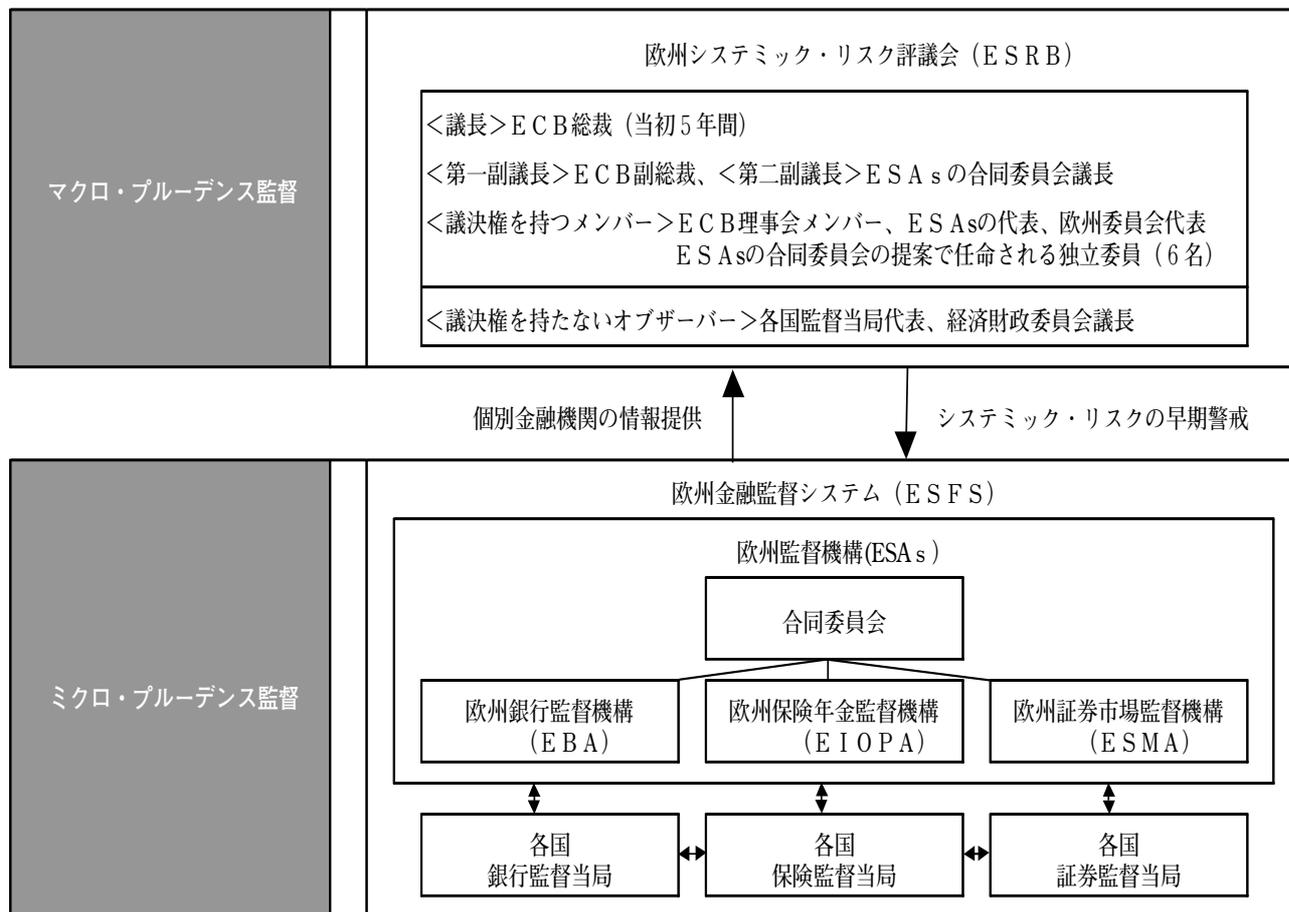
うち、マイクロ・プルーデンス監督権限は、引き続き各国当局が有するものの、金融監督分野での助言と域内の金融監督機関の協力促進のために設置されてきた業態別の3つの規制監督委員会（欧州銀行監督委員会（CEBS）、欧州証券監督委員会（CESR）、欧州保険年金監督委員会（CEIOPS））を、それぞれ法人格のある欧州金融監督当局（以下、ESAs）に格上げして権限を強化し、ESAsと各国の金融当局を結ぶネットワークとして欧州金融監督システム（以下、ESFS）を創設する。

ESAsの間では、合同委員会を創設し、監督機関間の情報の共有、連携強化を図る。

マクロ・プルーデンス監督に関しては、米国では金融監督当局のトップで構成する金融安定監視評議会（FSOC）を設置、英国では中央銀行のイングランド銀行（以下、BOE）内への金融監督委員会（FPC）の創設を決めているが、EUでは欧州システミック評議会（以下、ESRB）が創設される。ESRBと欧州中央銀行（以下、ECB）、ユーロ参加国の中央銀行は情報・分析を共有し、ESRBの議長はECBの総裁が、第一副議長はECBの副総裁が務める。法案では、従来は明示されていなかった金融監督上のECBの役割、資源の活用についても明記された。

改革案の叩き台となったド・ロラジェール・グループの報告書では、マクロ・プルーデンス監督とミクロ・プルーデンス監督の関係について、「マクロ・プルーデンス監督はミクロ・プルーデンス監督に何らかの影響力を持たなければ意味がなく、ミクロ・プルーデンス監督はマクロ的な動向を考慮しなければ金融の安定維持のための十分な機能を果たすことができない」としている。こうした考えに基づき、ESFSは、ESRBに個別金融機関の情報を提供する一方、ESRBは、欧州議会や、理事会、欧州委員会や加盟国、ESAsに対して経常収支の不均衡や実質実効為替相場、資産価格などマクロ的な観点からシステミックリスクの早期警戒のシグナルである「警告」や「勧告」を発する。

[図表-2] EUの新たな金融監督体制



(注) ESRB=European Systemic Risk Board、ESFS= European System of Financial Supervision、ESAs=European Supervisory Authorities、EBA=European Banking Authority、EIOPA=European Insurance and Occupational Pensions Authority、ESMA=European Securities and Market Authority

(資料) 欧州委員会

3 | 今後の課題－監督機関間の円滑な連携と危機管理の枠組みの整備

新たな金融監督体制には、マクロ、ミクロの問題の早期発見と是正、さらにEU、とりわけ為替相場を通じた調整ができない単一通貨圏内での域内不均衡の拡大、競争力格差の拡大を防ぐ機能を果たすことが期待されている。

しかし、加盟国の国家機関への主権の委譲に対する抵抗感に配慮し、「財政主権は侵害しない」前提で設計されているため、実際にどこまで危機の未然防止機能を果たすことができるかは不確かな面がある。

マクロ・プルーデンス監督に関しては、ESRBの発する「警告」、「勧告」には直接的な法的拘束力はないため、マクロ的な観点からのシステミックリスクの早期警戒機能が有効に機能するかという問題がある。

ミクロ・プルーデンス監督については、個別の金融機関の問題に直接的に対処する責任は各国監督当局が持つが「監督カレッジ」が合意に達しない場合など、ESAS法的拘束力のある介入ができるなど権限が強化される。十分な機能を発揮するためには危機発生後の対応のEUレベルでの枠組みの整備が重要になってくる。リーマン・ショック後の局面では各国が個別に金融システム安定化のための資金を手当てしたが、こうした役割分担の下では金融監督機関間での能力や手法のばらつき、各国の財政事情による制約が残る。2010年7月のストレステストは、ソブリンリスクへの不安の渦中で実施されたため、増資が必要と判定された金融機関の公的資金のニーズが、母国政府の負担を超えることへの不安が広がった。このため、EUは、必要な場合にはEUが創設した「金融安定化メカニズム」の資金を活用可能とするとしたが、同メカニズムの中核をなす4,400億ユーロのユーロ圏政府の保証付き債券を原資とする「欧州金融安定化基金（EFFSF）」で（図表－1）、3年間の期限付き、つまり恒久的な仕組みではない。

「最低限の調和」の原則で運営されてきた預金保険制度は、その弊害がはっきりとしたため、2009年3月に最低限度を2万ユーロから5万ユーロに引き上げているが、2011年末までにさらに10万ユーロまで引き上げ、EU域内での水準の統一化を図ることを目指している。

EUレベルの破たん処理の枠組みとして、監督当局への早期介入権限の付与、銀行に対するリビング・ウィル（再建・破たん処理計画）の提出、さらに再建不能と判断された金融機関の破たん処理のための「銀行清算基金」の創設などが検討されている（図表－3）。「銀行清算基金」について2010年5月にEUの行政機構である欧州委員会がまとめた提案によれば、本来はEUとして単一の「銀行清算基金」が望ましいものの、金融監督機関や危機管理の仕組みが分散している現状を踏まえて、第一段階では各国ごとに基金を創設し、EUレベルでネットワーク化し、2014年に見直しを行なうとしている。基金の原資は、銀行に対する特別課税で、納税者負担やモラル・ハザードの抑制を図り、域内における競争を歪めないよう、共通の規則に基づいて運営を行う方針だ。

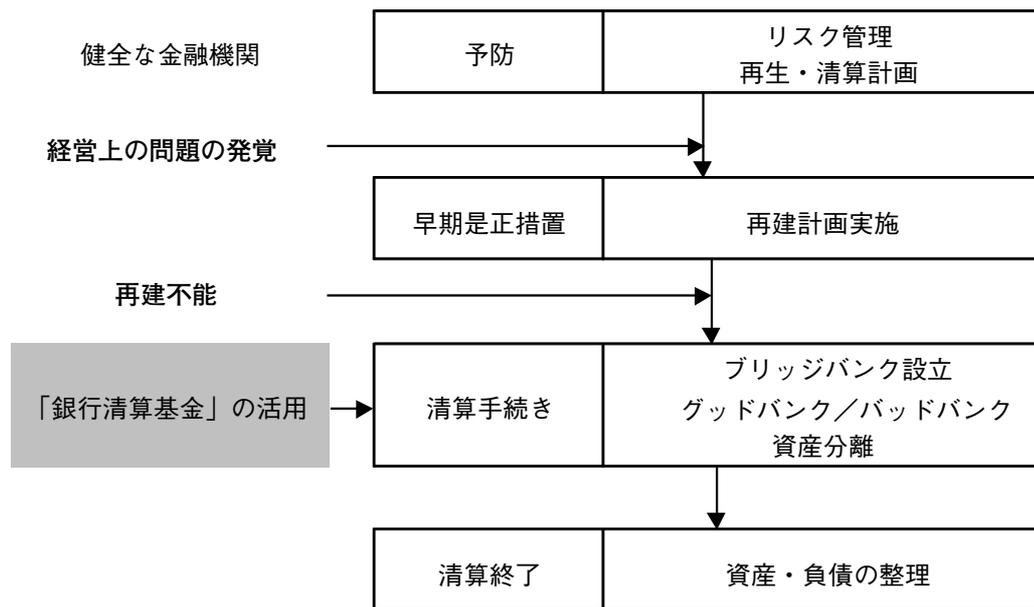
欧州委員会は、金融機関に対する各種規制改革が、景気や資金調達のコストに及ぼす累積的な影響に配慮しつつ、2010年11月のG20ソウル・サミット前に「銀行清算基金」の創設に向けた工程表など細部を詰め、2011年の法案化を目指している。

なお、G20金融サミット、FSB（金融安定理事会）におけるグローバルな金融規制改革の議論をリードする立場にある米英とEUの動きを比較した場合、米国では2010年7月に成立した「金融改革

法案」に盛り込まれたいわゆるボルカールールで銀行や銀行を傘下に保有する金融機関の活動範囲を制限するようになり、英国では投資銀行業務とリテール業務の分離が議論されているが、EUの原則であるユニバーサル・バンク制度を見直すような動きが見られない。

英国はEU加盟国ではあるものの、欧州の国際金融センターとしての地位を確立していることもあり、金融規制に対しての立場は欧州大陸諸国と異なっており、EUが進めるヘッジファンド規制には否定的な立場である。

[図表-3] EUの金融危機管理の枠組み（欧州委員会案）



(資料) 欧州委員会

3—財政規律の見直し

1 | 従来の制度の問題点－過剰な財政赤字是正手続きの形骸化

ギリシャの財政不安が欧州市場を大きく揺さ振ることになったのは、経済規模に対する財政赤字や政府債務残高の水準が高いという理由だけではない。ギリシャは、2001年のユーロ導入以来、財政赤字がEUの基準値である3%を超える状態が恒常化していた上に、長年にわたって財政統計そのものを操作していた。ギリシャの財政危機は、EUが財政統合を伴わない形で単一通貨ユーロを導入するにあたって導入した「安定成長協定」に基づく財政の相互監視のルールが機能しなかったことを証明し、ユーロ導入以来、過小評価され続けてきたユーロ参加国政府間の信用力格差が強く意識されるきっかけとなった。

「安定成長協定」は、97年6月にアムステルダムで採択された「欧州理事会決議」と「財政とマクロ経済政策の監視」と「過剰な財政赤字是正手続き」に関する詳細を規定した理事会規則からなる。

2009年12月のリスボン条約発効後の「EU運営条約」では121条と126条に根拠を有する。

「過剰な財政赤字是正手続き」は、ユーロ導入の可否の審査基準でもある財政赤字対GDP比3%、政府債務残高対GDP比60%を判断基準に、EUの行政機構である欧州委員会が違反を認めた場合、EU経済・財務相（以下、ECOFIN）理事会に当該国に対して解消を求める決議を促し、ユーロ参加国については、一定の期限内に解消しない場合には、罰金などの「制裁」を課すというものであった（図表-3）。この手続きが取り決めどおりに運営されていれば、ギリシャの財政問題が、大規模な支援を必要とするほどまでに拡大することはなかったはずだ。しかし、実際には、ユーロ導入後、中核国のドイツ、フランスも含めて違反国が相次いだこともあり、2005年には運用が柔軟化、過去の手続きは、途中で「停止」され、「制裁」はおろか「警告」も発せられることはなかった。

結局、ギリシャへの不安の拡大に対応した2010年2月がECOFIN理事会がギリシャに「警告」の関する条項に基づいてマクロ経済政策も含めた是正を要求した初めてのケースとなった。しかし、この段階に至っては、ギリシャへの信認回復にはつながらず、財政と経常収支の大幅な双子の赤字、ユーロ導入後の競争力低下という問題を共有するスペイン、ポルトガル、アイルランドの財政に対する不安の拡大に歯止めをかけることもできなかった。

〔図表-4〕 EUの過剰な財政赤字是正の手続き



（資料）EU運営条約126条、139条

2 | 見直しの内容－事前審査制の導入、監視対象の拡充、制裁の強化

ギリシャ危機で信認が失墜したEUの財政の相互監視体制の見直しは、ファンロンパイEU大統領が主宰する経済ガバナンスに関するタスクフォースの下で進められた。タスクフォースの最終報告は2010年10月にまとまる予定だが、財政の相互監視については6月の第2回の会合で協議され、6月の欧州理事会（EU首脳会議）で大枠で合意済みである。10月の最終合意を経て、2011年からの新たな

体制が始動する予定である。

新たな枠組みの導入による主な変更点は3つある。1つは「ヨーロッパ・セメスター」と名付けられた財政の事前審査制の導入である。事前審査制の主な流れは、①1月に欧州委員会がEUとユーロ圏経済の課題を検討した「年次成長サーベイ」を公表する、②4月に加盟国が最低向こう3年間の財政運営方針を示した「安定・収れんプログラム」と、向こう10年間のEUの成長戦略である「欧州2020」の目標達成のための構造改革などの方針を示した「国家改革計画」を提出する、③欧州委員会が両計画を審査して各国ごとのガイダンスをまとめ、ECOFIN理事会が採択、首脳会議が承認する、④加盟国はガイダンスを踏まえて次年度の予算案を編成するというものである（図表-5）。

「安定・収れんプログラム」の提出時期は、従来は予算案の議会提出後の10月中旬から12月1日までとされていたが、これを前倒し、予算編成前の事前審査を行うことと、構造改革計画の提出のタイミングを一致させ、一体的な監視を行なうことが「ヨーロッパ・セメスター」の導入による大きな変更点である。構造改革計画との一体的な監視は、2000年にスタートした10カ年計画「リスボン戦略」が加盟国の多くが数値目標未達成と失敗に終わり、域内不均衡、競争力格差の一方的な拡大を許し、EUとユーロの安定を脅かしたことへの反省を踏まえたものである。

【図表-5】「ヨーロッパ・セメスター」による政策協調の流れ

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	秋～
欧州委員会	年次成長サーベイ			政策ガイダンス				
閣僚理事会	議論と方向付け			ガイダンス採択				テーマ別のレビュー
欧州議会	議論と方向付け							
欧州首脳会議	年次経済社会サミット			ガイダンス承認				
EU加盟国				「安定・収れん計画」*1、「国家改革計画」*2 各国予算措置				

(※1) 「安定・収れん計画」は「安定成長協定」に基づき毎年作成する中期の財政戦略。ユーロ導入国は「安定計画」、未導入国は「収れん計画」を提出する

(※2) 「国家改革計画」はEUの新たな成長戦略「欧州2020」の実行計画

(資料) 欧州委員会

第2の変更点は監視対象とする指標の拡大である。従来の「過剰な財政赤字是正手続き」は、もっぱら財政赤字に着目するものであったが、新たな枠組みでは政府債務残高も重視する。ギリシャ危機で、ファイナンス環境が急変した場合には、高水準の政府債務残高が深刻な問題となることが明確になったことが背景にある。新たな枠組みでは、政府債務残高の水準が基準値のGDP比60%を上回る国については、債務削減の数値目標未達成の場合には財政赤字が基準値の同3%を下回っていても「過剰な財政赤字」とみなすなどのルール変更が行なわれる見通しである。

また、マクロ経済の不均衡の早期是正のため、欧州委員会が、経常収支や対外純資産、実質実効為替相場、実質住宅価格、政府債務と民間信用の対GDP比など経済・財政指標からなるスコアボード

を構築し、リスクの早期発見に活用する予定である。ギリシャ危機では、財政統計の不正確さが財政規律への信用を揺さ振ったことを教訓として、欧州委員会統計局（ユーロスタット）による統計の精査の権限も強化する。

第3の変更点は「制裁」の強化などによる予防と是正機能の強化である。「過剰な財政赤字是正手続き」については、ユーロを導入している違反国への「制裁」として用意されている預託金を無利子から有利子に切り替えるほか、農業や漁業分野へのEUの補助金も停止が提案されている。従来、「勧告」などの対象とはならなかったマクロ経済の不均衡も、欧州委員会からの提案に基づき、Ecofin理事会やユーログループ（ユーロ圏財務相会合）が「過剰な不均衡」を認定、勧告や定期的な報告を求める。「過剰な不均衡」の認定にあたっては、マクロ・プルーデンス監督機関であるESRBによる「警告」や「勧告」も考慮に入れるとしている。

構造改革については、「リスボン戦略」期には「開かれた政策協調手法」で、EUとしての共通のガイドラインは設けるものの、実行は各国の自主性に委ねるアプローチが採られてきた。このような強制力・拘束力を欠く運営体制が「リスボン戦略」の失敗の原因になったとの反省から、「欧州2020」の推進にあたっては構造改革への取り組みが進捗が不十分な国には「勧告」を発し、欧州委員会が直接「早期警戒」を発する運営に切り替える。

なお、「欧州2020」では、リスボン戦略から引き継いだ就業率75%、研究開発投資の対GDP比3%への引き上げのほか、気候変動・エネルギー対策、学業放棄の割合の引下げ・高等教育卒業比率の引き上げ、貧困層の削減の5分野について数値目標が設定されている。

3 | 今後の課題－恒久的危機対応のフレームワークの構築

財政規律の見直しも、金融監督体制の見直しと同じように再発防止の枠組みの議論が先行しており、2009年12月に発効した「リスボン条約」の範囲での見直しとなっている。

ギリシャ危機が大きな問題に発展した原因の一つは、本項の始めて触れたとおり、危機を未然に防止するはずの財政規律が上手く機能しなかったことにあるが、もう一つの大きな問題は、EUの制度にユーロ参加国の財政危機を想定した枠組みが備わっていなかったことがある。EU運営条約では、ユーロ未導入国の国際収支危機を想定した規定（同143条）はあるが、「ECBや加盟国中央銀行による政府債務の直接的な取得の禁止（同123条）」や「加盟国による他の加盟国の政府債務の保証や引き受け禁止（同125条）」などの「救済禁止条項」がある。ユーロ参加国に対しても、「例外的な事態」では「金融支援を認める（同122条）」としながらも、その具体的な姿が見えなかったことで市場の不安が高まった。

既述のとおり、ギリシャに対しては1,100億ユーロの支援に加え、EFSFを中核とする欧州金融安定化メカニズムの設置を決めたことで「枠組みの不在」という状態は解消したものの、ギリシャ支援とEFSFは3年間の期限がある。

まずは財政危機国の財政再建の取り組みを促し、新たな監視体制の円滑に立ち上げて行くことが最優先であるとしても、深刻な財政状況にあるギリシャの債務の秩序ある再編策や、将来の財政危機に備えた恒久的な対応の枠組みの構築、さらに将来的にはEU内の所得再配分機能を高めるためのEU財政の強化などについても、今後、議論が必要になってくると思われる。

4—おわりに

E Uの統合は歴史的な実験と位置づけられるものであり、「最適通貨圏」の条件を満たさない多数の主権国家における単一通貨ユーロの存続は、政治的な意思に支えられると言っても過言ではないだろう。

E U制度の見直しにあたっては、利害関係の異なる多国間の調整を要するだけに、時間もかかる。加盟国の間には、超国家機関であるE Uの権限強化に対する抵抗も強く、期待される水準への権限の強化は一気には進まず、妥協できる範囲で調整の余地を残しながら前進しているというのが現実だ。2011年に新たに立ち上げる金融監督体制やヨーロッパ・セメスターによる監視強化が、危機の再発防止に円滑に機能するかどうか、危機管理の枠組みがどのような形をとることになるのかも、現時点では明確ではない。それでも、一連の危機を教訓として、方向としては着実な制度の改善が図られている点は、統合への政治的な意志の表れとして評価できよう。

E UにはG 20の中核国も含めて多数の国が加盟しているため、E Uが導入するルールは国際的にも一つの規範となり得る。ギリシャ危機によってクローズアップされたリスクの把握という観点に留まらず、多国間でのリスクの把握と是正、政策協調のための制度の設計と運営の試みという面からも、今後の欧州も動向を注視する必要があるだろう。

[参考文献]

- ・荒木謙一「欧州金融監督制度改革の動向について～フォルティスのケースの視点から～」、全国銀行協会『金融』2010.1
- ・伊藤さゆり「金融危機を教訓とする英国の金融監督規制の見直しの動き」、全国銀行協会『金融』2009.12
- ・伊藤さゆり「欧州経済の構造変化と今後の展望—連鎖する危機の背景にある域内不均衡と統合の不完全性」、日本証券アナリスト協会『証券アナリストジャーナル』2010年4月号
- ・岩田健治「世界金融危機とE U金融システム」、日本E U学会『日本E U年報』第30号（2010年）
- ・小立敬「ソブリンリスクを抱えながらも包括的な金融制度改革を目指す欧州」、金融財政事情研究会『金融財政事情』2010.8.23
- ・中尾武彦「グローバル金融危機への国際的対応—G 20金融サミット等における議論と今後のマクロ政策及び金融規制のあり方—」、財務省総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成22年第101号、2010年7月
- ・淵田康之「システミックリスクと金融規制・監督」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2010 Summer